

「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

2005年 8月 4日

「電気設備の技術基準の解釈」を次のとおり改正します。

1. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正の概要

常時監視をしない移動用発電設備(定格出力が10kW以上880kW以下の低圧の発電設備であって、発電機及びディーゼル機関を共通台床上に配置し附属装置とともに一つの箱の中に収めたものに限る。)を施設する上での要件を追加

2. 「電気設備の技術基準の解釈」の改正の内容

【用語の定義】(省令第1条)

第1条 この解釈において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二十七 略

二十八 「移動用発電設備」とは、発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となって発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体であって、貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。

【常時監視をしない発電所の施設】(省令第46条)

第51条 発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者(以下この条において「技術員」という。)が、当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視しない水力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所、内燃力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所、内燃力とその排熱を回収するボイラーによる汽力を原動力とする発電所は異常が生じた場合に安全かつ確実に停止できるように、次の各号により施設すること。ただし、発電所の構内に施設する電路が建造物により物理的に区分され、かつ分割して監視される場合には当該電路を第52条(常時監視をしない変電所の施設)に準じて施設することができる。(省令第46条第1項、第2項関連)

一～三(51-1表、51-2表、51-3表) 略

2 工事現場等に施設する移動用発電設備であって、技術員が随時巡回する場合は、次の各号により施設すること。

ただし、定格出力が10kW以上かつ880kW以下の低圧の発電設備であって、発電機及び原動機(ディーゼル機関)を共通台床上に配置し附属装置とともに一つの箱の中に収めたものに限る。

一 一般電気事業者が運用する電力系統と電氣的に接続しないこと。

二 取扱者以外の者が容易に触れられないように施設すること。

三 原動機の燃料を発電設備の外部から連続供給しないように施設すること。

四 次に掲げる場合に原動機を自動的に停止する措置を講ずること。

イ 原動機制御用油圧、電源電圧が著しく低下した場合

ロ 原動機の回転速度が著しく上昇した場合

ハ 定格出力が500kW以上の原動機に接続する発電機の軸受の温度が著しく上昇した場合

(発電機軸受が転がり軸受である場合を除く)

- ニ 原動機の冷却水の温度が著しく上昇した場合
 - ホ 原動機の潤滑油の圧力が著しく低下した場合
 - ヘ 発電設備に火災が発生した場合
- 五 次に掲げる場合に発電機を電路から自動的に遮断する措置を講ずること。
- イ 発電機に過電流が発生した場合
 - ロ 発電機を複数台並列して運転するときは、原動機が停止した場合
(省令第46条第1項、第2項関連)

本件に関するお問い合わせは下記まで
関東東北産業保安監督部 電力安全課 発電係
TEL 048-600-0392